

～ごみの減量化に向けて重要な、「3R」ってなに？～

限りある資源を大事に使い、環境に優しい暮らしを送るためには、私たちができるだけごみを出さないようにしていかなくてはなりません。それには、資源の消費、使用をできる限り減らして、循環(繰り返し利用)できる仕組みをつくる社会に変えていく必要があります。

そのために重要なキーワードが「3R」。

- ①Reduce (リデュース) — 「不要になるもの自体の発生量を減らす」
- ②Reuse (リユース) — 「使えそうなものは何回も繰り返し使う」
- ③Recycle (リサイクル) — 「もう一度原材料に戻して再び製品にする」

次回は、ごみの発生そのものを減らすReduce(リデュース)について、身の回りのできる取り組みを詳しく紹介するよ。



カセットボンベなどの適正な排出をお願いします

中身が残ったカセットボンベ、スプレー缶をそのままごみ集積所に出すと、ごみ収集車やごみ処理施設での火災や爆発事故の原因になり、たいへん危険です。中身を使い切り、風通しのよい所で必ず穴を開けてから排出してください。

ももりんから  
お知らせ



おしえて！  
ももりん

第2回

みんなの住むまち  
福島市のすがた  
ごみの減量化に向けて



このコーナーでは、ももりんが福島市のごみ処理の現状などをシリーズでお知らせします。問/清掃管理課 ☎525-3744

【防災と災害情報メールマガジンで配信する情報】

- 気象情報……警報(大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪)、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報など
- 地震情報……震度5弱以上の地震
- 火山情報……噴火警戒レベル4(避難準備)以上の警報
- 避難情報……避難準備情報、避難勧告・指示、避難所開設情報
- 国民保護情報……武力攻撃や大規模テロなどの情報
- その他のお知らせ……防災に関する啓発情報

※登録は無料ですが、メールの受信にかかる通信料は利用者の負担になります。

<登録までの流れ>



登録方法

『福島市防災ウェブサイト』を検索し、左下のバナーより配信先のメールアドレスを登録してください。

防災情報伝達の手段として、登録された方の携帯電話やパソコンに、地震や気象警報などの防災・災害情報を電子メールでお届けしています。災害に対する備えとして役立てていただくため、ぜひ登録をお願いします。問/危機管理室 ☎525-3793

防災と災害情報メールマガジンを活用ください



～11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！～

「国民年金」って、どんな制度？

厚生労働省では、皆さんが「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。未来の生活設計を考え、年金制度について理解を深めましょう。

※「ねんきんネット」…インターネットで年金の加入記録の照会や受給見込額の試算などができる日本年金機構のサービスです。

◆どんな人が加入するの？

日本に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、次の3種類のいずれかの被保険者になります。

第1号被保険者	自営業・学生・無職の方など 自分で納めます。
第2号被保険者	会社員・公務員の方 (厚生年金や共済組合の加入者) 給与から天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者の方に扶養されている配偶者の方 第2号被保険者の年金制度で負担します。

◆第1号被保険者の保険料は？

- ・定額保険料(月額) 15,250円(平成26年度)
  - ・付加保険料(月額) 400円(任意加入)
- 付加保険料を上乗せして納付すると、年金受給額に200円×納付月数が加算されます。※他にも年金額に上乗せできる「国民年金基金制度」(任意加入)があります。

◆納付方法は？

日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで納められます。口座振替、クレジットカード、インターネットバンキングも利用できます。※前納制度や早割制度(当月分当月末引き落とし)を利用すれば、保険料が割引されます。

◆納付することが難しいときは？

一定の要件を満たしていれば、保険料が免除または猶予されます。**【保険料免除・納付猶予制度】**  
 ○前年所得が一定額以下の自営業・無職の方など  
 全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除があります(本人・配偶者・世帯主の所得で審査)  
 ○30歳未満の方  
 若年者納付猶予(本人と配偶者の所得で審査)  
 ○学生の方  
 学生納付特例(本人の所得で審査)  
 ※免除・猶予は、毎年申請が必要です。また、免除・猶予を受けた期間の分は10年以内であれば追納して受給額を満額に近づけることができます。

◆国民年金の年金受給額はいくらになるの？

3つの基礎年金が、あなたの一生をサポートします。

(年金受給額は平成26年4月～)

基礎年金	老齢基礎年金	・終身で受け取れる一生の保障です。 (月額)772,800円(40年納付)
	障害基礎年金	・国民年金加入中または20歳前の病気やけがで障害が残ったとき 1級 (月額)966,000円 2級 (月額)772,800円
	遺族基礎年金	・子を残して亡くなったとき 子が1人いる妻(夫)が受給する場合 (月額)995,200円
独自給付	付加年金	定額保険料のほか付加保険料も納めた場合、老齢基礎年金に加算されます。
	寡婦年金	夫が死亡した時に、一定の条件を全て満たす妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納付した方が、何の年金も受け取らずに死亡した時に、生計を同一にしていた遺族に支給されます。

◆老後の所得に占める、年金の割合は？

平成25年国民生活基礎調査によると、高齢者世帯の所得構成の中で「公的年金・恩給」の割合は、68.5%です。また「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は57.8%です。老後の所得は、年金が大きく占めています。

◆相談はどこに？

- ①年金加入期間や年金給付について
  - ・東北福島年金事務所(北五老内町3-30)  
☎024-535-0141(代表・音声案内)
  - ・街角の年金相談センター福島(北五老内町7-5 イズム37 2階)  
☎024-531-3838  
(電話のみでの相談は行っていません)  
※事前に予約いただくことで、待ち時間を短縮し、スムーズな年金相談が行えます。
- ②電話による年金相談「ねんきんダイヤル」へ  
☎0570-05-1165(音声案内)  
「050」から始まる電話でかける場合は、☎03-6700-1165

問/国保年金課 ☎024-525-3738  
東北福島年金事務所 ☎024-535-0141(音声案内)

